

寒川町総合計画審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第21号

寒川町総合計画審議会条例の一部を改正する条例

寒川町総合計画審議会条例(昭和41年寒川町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。